

令和 6 年笛吹市議会

第 2 回定例会議案

笛 吹 市

目 次

報告第4号	令和5年度笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第5号	令和5年度笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
報告第6号	令和5年度笛吹市水道事業会計繰越計算書の報告について
報告第7号	令和5年度笛吹市公共下水道事業会計繰越計算書の報告について
報告第8号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
報告第9号	令和6年度笛吹市一般会計補正予算(第2号)の専決処分の報告について
議案第53号	笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
議案第54号	笛吹川都市計画事業石和温泉駅前土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について
議案第55号	令和6年度笛吹市一般会計補正予算(第3号)について
議案第56号	令和6年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第57号	令和6年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第58号	令和6年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
議案第59号	令和6年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第1号)について
議案第60号	令和6年度笛吹市水道事業会計補正予算(第1号)について
議案第61号	令和6年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第1号)について
議案第62号	令和6年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第1号)について
議案第63号	令和6年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算(第1号)について
議案第64号	令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)について
議案第65号	児童発達支援センターの民設民営に伴う市有地の無償貸与について(債務)

- 議案第66号 契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務))
- 議案第67号 契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務))
- 議案第68号 契約の締結について(石和中央テニスコート砂入り人工芝張替他
工事)
- 議案第69号 動産の取得について(指定避難所防災物品購入)
- 議案第70号 動産の取得について(本庁執務室レイアウト改修備品購入(1期))
- 議案第71号 動産の取得について(救助工作車Ⅱ型購入(明許))

令和 6 年笛吹市議会第 2 回定例会会期日程

○会 期：令和 6 年 6 月 1 0 日（月）～ 6 月 2 6 日（水） 1 7 日間

月 日	曜日	会議名等	開議時間	議 事 等
6 月 3 日	月	議会運営委員会	午前 9 時 30 分	
		全員協議会	午前 10 時 30 分	
1 0 日	月	本 会 議	午後 1 時 30 分	・ 市長行政報告 ・ 提出議案説明
1 1 日	火	休 会		
1 2 日	水	休 会		
1 3 日	木	休 会		
1 4 日	金	休 会		
1 5 日	土	休 会		
1 6 日	日	休 会		
1 7 日	月	本 会 議	午前 10 時	・ 議案に対する質疑及び一般質問 ・ 付託
1 8 日	火	本 会 議	午前 10 時	・ 議案に対する質疑及び一般質問 （予備日）
1 9 日	水	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・ 付託事件審査
2 0 日	木	休 会	午前 9 時	常任委員会 ・ 付託事件審査
2 1 日	金	休 会	午前 9 時	常任委員会（予備日）
2 2 日	土	休 会		
2 3 日	日	休 会		
2 4 日	月	休 会		
2 5 日	火	休 会		
2 6 日	水	議会運営委員会	午前 10 時	
		全員協議会	午前 11 時	
		本 会 議	午後 1 時 30 分	・ 各委員会の審査報告 ・ 討論・採決

令和6年6月10日 提出

笛吹市長 山下 政 樹



報告第 4 号

令和 5 年度笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 146 条第 2 項の規定により、笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書を調整したので、同項の規定により別紙のとおり報告する。

令和5年度 笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	電子市役所構築事業	748,000	748,000	0	748,000	0	0	0
2 総務費	1 総務管理費	ネットワーク運用管理事業	2,376,000	2,376,000	0	0	0	2,376,000	0
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務	3,850,000	3,850,000	0	3,850,000	0	0	0
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務	8,580,000	8,580,000	0	8,580,000	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援 給付金給付事業（追加分）	94,371,000	94,371,000	0	94,371,000	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	住民税均等割のみ課税世帯及び低所得の 子育て世帯への給付金給付事業	356,723,000	356,723,000	0	356,723,000	0	0	0
3 民生費	2 児童福祉費	御坂学童保育施設整備事業	116,800,000	116,800,000	0	0	87,600,000	0	29,200,000
3 民生費	2 児童福祉費	私立保育所等施設整備事業	22,588,000	22,588,000	0	15,059,000	6,000,000	0	1,529,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス感染症予防接種事業	3,256,000	3,256,000	0	3,256,000	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	子どもの予防接種事業	555,500	555,500	0	304,000	0	0	251,500
6 農林水産業費	1 農業費	県営畑地帯総合整備事業	196,994,000	196,994,000	0	0	187,100,000	0	9,894,000
6 農林水産業費	1 農業費	中山間地域総合整備事業	20,100,000	20,100,000	0	0	19,000,000	0	1,100,000
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良施設維持管理事業	6,000,000	6,000,000	0	0	0	0	6,000,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路構造物長寿命化事業	72,338,000	69,719,900	0	1,528,635	61,300,000	0	6,891,265
8 土木費	2 道路橋梁費	通学路緊急対策事業	6,500,000	6,500,000	0	3,045,350	2,200,000	0	1,254,650
8 土木費	2 道路橋梁費	市単独道路改良事業	162,218,000	134,795,000	0	0	131,100,000	0	3,695,000
8 土木費	2 道路橋梁費	新山梨環状道路関連道路整備事業	161,069,000	161,013,000	0	103,822,215	51,300,000	0	5,890,785
8 土木費	2 道路橋梁費	市道1-5号線・1-8号線道路改良事業	6,428,000	6,428,000	0	0	0	0	6,428,000
9 消防費	1 消防費	消防車両等整備事業	82,015,000	82,015,000	0	0	75,500,000	0	6,515,000
9 消防費	1 消防費	消防備品整備・管理事業	80,961,100	80,961,100	0	0	80,900,000	0	61,100
9 消防費	1 消防費	防災関連計画策定事業	31,801,000	31,801,000	0	0	0	0	31,801,000
9 消防費	1 消防費	防災行政無線整備事業	293,337,000	293,337,000	0	0	292,400,000	0	937,000
10 教育費	3 中学校費	御坂中学校校舎等改築事業	66,336,000	66,336,000	0	25,000,000	31,000,000	0	10,336,000
合 計			1,795,944,600	1,765,847,500	0	616,287,200	1,025,400,000	2,376,000	121,784,300

報告第 5 号

令和 5 年度笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 150 条第 3 項の規定により、笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書を調整したので、同項の規定により別紙のとおり報告する。

令和5年度 笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	ネットワーク基盤維持管理 事業	円 715,000	円 0	円 715,000	円 0	円 715,000	円 0	円 0	円 0	円 715,000	円 0	リニア高架橋新設に伴い、光ケーブルを移設する ため、電柱の建設を進めていたが、建設予定 地が未相続かつ相続人の所在等が不明だったこ とから、計画を変更する必要があり、年度内の 完了が困難となったため。
2 総務費	1 総務管理費	市営温泉改修事業	7,920,000	0	7,920,000	0	7,920,000	0	0	0	0	7,920,000	地盤の強度を図るためのボーリング調査に係 る業者選定に時間を要したこと で、地盤調査後に行う構造設計業務の 年度内完了が困難となったため。
2 総務費	2 賦課徴収費	資産税管理事務	385,000	220,000	165,000	0	165,000	0	0	0	0	165,000	固定資産税の課税取り消しを求められた 民事訴訟において、口頭弁論以降の手続き が進展せず、また、新たな課税取り消しの 訴状の提出もあり、年度内の解決が困難と なったため。
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持管理事業	14,669,017	4,620,000	10,049,017	0	10,049,017	0	0	7,500,000	0	2,549,017	能登半島地震の影響により資材の一部の 納品が遅滞し、進捗が遅れたことから、工 程の見直しが急遽必要となり、年度内の完 了が困難となったため。
9 消防費	1 消防費	消防備品整備・管理事業	20,350,000	0	20,350,000	0	20,350,000	0	0	20,300,000	0	50,000	半導体不足の影響により部品調達が困 難な状況になり、期限内の納入、年度 内の完了が困難となったため。
合 計			44,039,017	4,840,000	39,199,017	0	39,199,017	0	0	27,800,000	715,000	10,684,017	

報告第 6 号

令和 5 年度笛吹市水道事業会計繰越計算書の報告について

令和 5 年度笛吹市水道事業会計繰越計算書は、別紙に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、議会に報告する必要がある。

令和5年度笛吹市水道事業会計繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳					不用額	翌年度通次繰 越額に係る繰 越を要するた な卸資産の購 入限度額	説明
						国庫補助金	工事負担金	出資金	企業債	一般財源			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	水道建設費 (工事請負費)	円 485,628,000	円 180,119,090	円 121,664,000	円	円	円	円 47,500,000	円 74,164,000	円 183,844,910	円	関係機関との協議や工程調整等に期間を要し、年度内に事業の完了が困難となったため。

報告第 7 号

令和 5 年度笛吹市公共下水道事業会計繰越計算書の報告について

令和 5 年度笛吹市公共下水道事業会計繰越計算書は、別紙に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、議会に報告する必要がある。

令和5年度笛吹市公共下水道事業会計繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度通次繰 越額に係る繰 越を要するた な卸資産の購 入限度額	説明
						国庫 補助 金	工事 負担 金	出資 金	企業 債	一般 財源			
1 下水道 資本的支出	1 建設 改良費	管路建設改良費 (工事請負費)	円 311,784,000	円 130,533,700	円 97,900,000	円 23,900,000	円	円	円 61,400,000	円 12,600,000	円 83,350,300	円 0	関係機関との協 議や工程調整等 に期間を要し、 年度内事業完了 が困難となった ため。

報告第 8 号

損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市営住宅みさか桃源郷公園団地の電気温水器不具合に起因する損害賠償の額の決定及び和解について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

専決第 8 号

専 決 処 分 書

市営住宅みさか桃源郷公園団地の電気温水器不具合に起因する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 15 日

笛吹市長 山 下 政 樹



市営住宅みさか桃源郷公園団地の電気温水器不具合に起因する
損害賠償の額の決定及び和解について

市営住宅みさか桃源郷公園団地の電気温水器不具合に起因する損害賠償請求
について、別紙和解書により損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

専決処分理由

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長の専決処分事項の指定により、法律上笛吹市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分する。

和 解 書

笛吹市（以下「甲」という。）と[REDACTED]（以下「乙」という。）とは、乙の入居する市営住宅みさか桃源郷公園団地[REDACTED]の電気温水器不具合に起因する電気使用料金請求（以下「本件」という。）に伴う乙の損害（甲管理施設の不具合により、本来負担する必要のなかった電気使用料金の過払い）に関し、次のとおり合意し、円満に解決したので、ここに和解書を作成する。

第1条 甲は乙に対し、損害賠償として、金 223,598 円（以下「本和解金」という。）の支払義務があることを認める。

第2条 甲は乙に対し、本和解金を、乙の指定する口座に、令和6年6月28日までに、支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

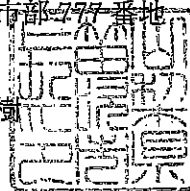
第3条 乙は甲に対し、本件に関し、本和解書に定めるもののほかは、今後一切の異議申立・金銭等その他の請求を行わないものとする。

以上、本和解成立の証として本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 6 年 5 月 15 日

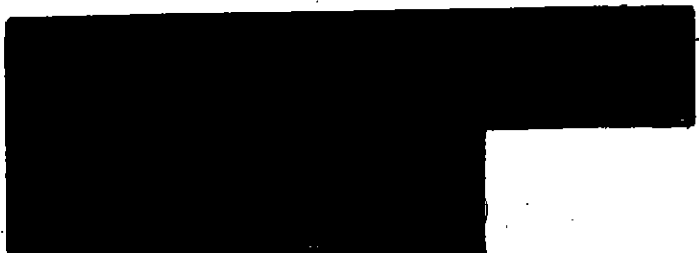
甲

住所 山梨県笛吹市石和町市部477番地
笛吹市
笛吹市長 山下 政樹



乙

住所



報告第 9 号

令和 6 年度笛吹市一般会計補正予算(第 2 号)の専決処分の報告について

令和 6 年度笛吹市一般会計補正予算(第 2 号)について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告する。

提案理由

市営住宅みさか桃源郷公園団地の電気温水器不具合に起因する損害賠償について、緊急に補正を行う必要が生じ、令和 6 年 5 月 15 日当該補正予算を専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により本案を提出するものである。

専決第 9 号

専 決 処 分 書

令和 6 年度笛吹市一般会計補正予算(第 2 号)について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 15 日

笛吹市長 山 下 政 樹



専決処分理由

法律上笛吹市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解については、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、市長の専決処分事項として指定されているため。

令和 6 年度笛吹市一般会計補正予算(第 2 号)について
令和 6 年度笛吹市一般会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 224 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42,533,019 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
19	繰入金	5,944,931	224	5,945,155
	2 基金繰入金	5,944,931	224	5,945,155
歳 入 合 計		42,532,795	224	42,533,019

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8	土木費	2,878,034	224	2,878,258
	5 住宅費	25,818	224	26,042
歳 出 合 計		42,532,795	224	42,533,019

議案第 53 号

笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について

笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成16年笛吹市条例第126号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号カ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

第3条第2項第4号中「(満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律及び笛吹市重度心身障害者医療費助成条例の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成16年笛吹市条例第126号)新旧対照表

改正案	現行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) ひとり親家庭 次に掲げるいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、当該児童が児童を監護しない父若しくは母(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。)と生計を同じくしているとき、又は父若しくは母の配偶者(同項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。)に養育されているときを除く。 ア 父母が婚姻を解消した児童 イ 父又は母が死亡した児童 ウ 父又は母が施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある児童 エ 父又は母の生死が明らかでない児童 オ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童 カ 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項 <u>又は第10条の2</u>の規定に	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) ひとり親家庭 次に掲げるいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、当該児童が児童を監護しない父若しくは母(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。)と生計を同じくしているとき、又は父若しくは母の配偶者(同項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。)に養育されているときを除く。 ア 父母が婚姻を解消した児童 イ 父又は母が死亡した児童 ウ 父又は母が施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある児童 エ 父又は母の生死が明らかでない児童 オ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童 カ 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項 _____ の規定に

よる命令(それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童

キ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童

ケ 前号に該当するかどうかが明らかでない児童

(3)～(7) (略)

(対象者)

第3条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし~~ない~~。

(1)～(3) (略)

(4) 笛吹市重度心身障害者医療費助成条例(平成16年笛吹市条例第133号)により医療費の助成を受けることができる者 _____

よる命令(それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童

キ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童

ケ 前号に該当するかどうかは明らかでない児童

(3)～(7) (略)

(対象者)

第3条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし~~ない~~。

(1)～(3) (略)

(4) 笛吹市重度心身障害者医療費助成条例(平成16年笛吹市条例第133号)により医療費の助成を受けることができる者 (満15歳に達する

日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者を除く。)

議案第 54 号

笛吹川都市計画事業石和温泉駅前土地区画整理事業施行に関する
条例の廃止について

笛吹川都市計画事業石和温泉駅前土地区画整理事業施行に関する条例を廃止
する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹川都市計画事業石和温泉駅前土地区画整理事業施行に関する
条例を廃止する条例

笛吹川都市計画事業石和温泉駅前土地区画整理事業施行に関する条例(平成
16 年笛吹市条例第 165 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

笛吹川都市計画事業石和温泉駅前土地区画整理事業が令和 6 年 3 月 31 日を
もって終了したことに伴い、条例を廃止する必要がある。これが、本条例案を
提出する理由である。

議案第 55 号

令和 6 年度笛吹市一般会計補正予算(第 3 号)について

令和 6 年度笛吹市一般会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,786,677 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44,319,696 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	4,721,217	1,241,511	5,962,728
	1 国庫負担金	3,888,534	6	3,888,540
	2 国庫補助金	814,187	1,241,154	2,055,341
	3 国庫委託金	18,496	351	18,847
16	県支出金	2,422,973	125,111	2,548,084
	2 県補助金	765,889	125,111	891,000
19	繰入金	5,945,155	282,945	6,228,100
	2 基金繰入金	5,945,155	282,945	6,228,100
21	諸収入	271,763	101,710	373,473
	4 雑入	203,837	101,710	305,547
22	市債	5,438,000	35,400	5,473,400
	1 市債	5,438,000	35,400	5,473,400
歳 入 合 計		42,533,019	1,786,677	44,319,696

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	223,812	1,013	224,825
	1 議会費	223,812	1,013	224,825
2	総務費	5,679,507	113,685	5,793,192
	1 総務管理費	5,008,361	99,132	5,107,493
	2 徴税費	346,126	11,910	358,036
	3 戸籍住民基本台帳費	227,852	2,641	230,493
	5 統計調査費	13,505	2	13,507
3	民生費	14,261,970	1,297,271	15,559,241
	1 社会福祉費	6,528,016	1,266,988	7,795,004
	2 児童福祉費	6,166,848	27,327	6,194,175
	3 生活保護費	1,567,106	2,956	1,570,062
4	衛生費	1,908,581	164,236	2,072,817
	1 保健衛生費	761,389	160,063	921,452
	2 環境衛生費	560,408	47	560,455
	4 環境対策費	121,855	4,126	125,981
6	農林水産業費	962,851	119,155	1,082,006
	1 農業費	901,299	119,155	1,020,454
7	商工費	452,875	292	453,167
	1 商工費	452,875	292	453,167
8	土木費	2,878,258	51,185	2,929,443
	1 土木管理費	182,740	6,946	189,686
	2 道路橋梁費	823,516	56	823,572
	3 河川費	248,125	42,174	290,299
	4 都市計画費	1,597,835	2,009	1,599,844
9	消防費	1,563,895	16,178	1,580,073
	1 消防費	1,563,895	16,178	1,580,073

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		千円 5,641,168	千円 23,662	千円 5,664,830
	1 教育総務費	950,101	8,311	958,412
	2 小学校費	752,985	3,513	756,498
	3 中学校費	1,596,401	1,194	1,597,595
	4 社会教育費	862,400	10,375	872,775
	5 保健体育費	639,850	7	639,857
	6 学校給食費	839,431	262	839,693
歳 出 合 計		42,533,019	1,786,677	44,319,696

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の 方 法
合 併 特 例 債	745,800	証 書 又 は 証 券 発 行	年5.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後に おいては、 当該利率見 直し後の利 率とす る。)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には、その債 権者と協定する ものとする。 ただし、財政 その他の都合に より据置期間及 び償還期限を短 縮し、若しくは 繰上償還又は低 利に借換えをす ることができる。	751,500	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
一 般 事 業 債	242,500				272,200			

議案第 56 号

令和 6 年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 6 年度笛吹市国民健康保険特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,045 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,845,243 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	1	3,960	3,961
	1 国庫補助金	1	3,960	3,961
6	繰入金	659,345	△7,005	652,340
	1 他会計繰入金	585,395	4,174	589,569
	2 基金繰入金	73,950	△11,179	62,771
歳 入 合 計		7,848,288	△3,045	7,845,243

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	127,943	8,056	135,999
	1 総務管理費	122,753	8,050	130,803
	2 徴税費	4,914	6	4,920
3	国民健康保険事業費納付金	2,414,562	△11,179	2,403,383
	1 医療給付費分	1,608,292	△7,951	1,600,341
	2 後期高齢者支援金等分	592,967	△6,672	586,295
	3 介護納付金分	213,303	3,444	216,747
6	保健事業費	92,127	78	92,205
	1 特定健康診査等事業費	52,656	78	52,734
歳 出 合 計		7,848,288	△3,045	7,845,243

議案第 57 号

令和 6 年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 6 年度笛吹市介護保険特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 141 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,930,490 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	1,617,977	7	1,617,984
	2 国庫補助金	442,127	7	442,134
5	県支出金	926,604	3	926,607
	2 県補助金	51,273	3	51,276
7	繰入金	1,194,262	131	1,194,393
	1 一般会計繰入金	1,084,262	131	1,084,393
	歳 入 合 計	6,930,349	141	6,930,490

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	176,491	128	176,619
	1 総務管理費	100,812	86	100,898
	2 徴収費	6,695	7	6,702
	3 介護認定審査会費	68,746	35	68,781
4	地域支援事業費	325,295	23	325,318
	2 包括的支援事業費	138,869	16	138,885
	3 任意事業費	18,438	7	18,445
7	予備費	113,785	△10	113,775
	1 予備費	113,785	△10	113,775
歳 出 合 計		6,930,349	141	6,930,490

議案第 58 号

令和 6 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)につ
いて

令和 6 年度笛吹市後期高齢者医療特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定め
るところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 千円を追加し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ 2,131,483 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	1,089,051	4	1,089,055
	1 一般会計繰入金	1,089,051	4	1,089,055
	歳 入 合 計	2,131,479	4	2,131,483

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 18,029	千円 4	千円 18,033
	1 総務管理費	13,859	4	13,863
歳 出 合 計		2,131,479	4	2,131,483

議案第 59 号

令和6年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第1号)
について

令和6年度笛吹市境川観光交流センター特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,499千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	55,589	6	55,595
	1 負担金	55,589	6	55,595
	歳 入 合 計	76,493	6	76,499

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 74,151	千円 6	千円 74,157
	1 総務管理費	74,151	6	74,157
歳 出 合 計		76,493	6	76,499

議案第 60 号

令和 6 年度笛吹市水道事業会計補正予算(第 1 号)について

令和 6 年度笛吹市水道事業会計の補正予算(第 1 号)は、別冊に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第 24 条の規定により、議会に提出する必要がある。

議案第60号 別冊

令和 6 年度

笛 吹 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算

(第 1 号)

令和6年度 笛吹市水道事業会計補正予算（第1号）

第 1 条 令和6年度笛吹市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和6年度笛吹市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入	（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（ 計 ）
第 1 款	水 道 事 業 収 益	1,840,787 千円	26 千円	1,840,813 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	504,272 千円	26 千円	504,298 千円
支 出	（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（ 計 ）
第 1 款	水 道 事 業 費 用	1,840,787 千円	26 千円	1,840,813 千円
第 1 項	営 業 費 用	1,686,632 千円	26 千円	1,686,658 千円

第 3 条 予算第4条本文中括弧中、「不足する額405,884千円」を「不足する額406,016千円」に改め、不足する額は損益勘定留保資金等で補てし、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出	（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（ 計 ）
第 1 款	資 本 的 支 出	1,029,084 千円	132 千円	1,029,216 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	573,030 千円	132 千円	573,162 千円

第 4 条 予算第10条に定めた、一般会計からの補助金の金額を次のように改める。

(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
373,628 千円	26 千円	373,654 千円

令和6年度 補正予算実施計画
収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業収益			(千円) 1,840,787	(千円) 26	(千円) 1,840,813	
	2 営業外収益		504,272	26	504,298	
		2 他会計補助金	373,628	26	373,654	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			(千円) 1,840,787	(千円) 26	(千円) 1,840,813	
	1 営業費用		1,686,632	26	1,686,658	
		4 総係費	266,599	26	266,625	

令和6年度 補正予算実施計画
資本的收入及び支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			(千円) 1,029,084	(千円) 132	(千円) 1,029,216	
	1 建設改良費		573,030	132	573,162	
		1 水道建設費	570,980	132	571,112	

令和6年度 補正予算内訳書
収益の収入及び支出

収 入

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 水道事業収益		(千円) 1,840,787	(千円) 26	(千円) 1,840,813		(千円)	
2 営業外収益		504,272	26	504,298			
	2 他会計補助金	373,628	26	373,654	他会計補助金	26	一般会計補助金

支 出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 水道事業費用		(千円) 1,840,787	(千円) 26	(千円) 1,840,813		(千円)	
1 営業費用		1,686,632	26	1,686,658			
	4 総係費	266,599	26	266,625	法定福利費	26	

令和6年度 補正予算内訳書
資本的收入及び支出

支 出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	明 細		
					節・細節	金 額 (千円)	附 記
1 資本の支出		1,029,084	132	1,029,216			
1 建設改良費		573,030	132	573,162			
	1 水道建設費	570,980	132	571,112	手当	120	
					法定福利費	12	

給 与 費 明 細 書

水道事業会計

1 一般職 (1) 総括

区 分		職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	11	0	45,022	32,319	77,341	21,645	98,986
	資本勘定 支弁職員	6	0	22,837	13,264	36,101	10,174	46,275
	合 計	17	0	67,859	45,583	113,442	31,819	145,261
補正前	損益勘定 支弁職員	11	0	45,022	32,319	77,341	21,619	98,960
	資本勘定 支弁職員	6	0	22,837	13,144	35,981	10,162	46,143
	合 計	17	0	67,859	45,463	113,322	31,781	145,103
比 較	損益勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	26	26
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	120	120	12	132
	合 計	0	0	0	120	120	38	158

職員手当の内訳	区 分	管理職 手当 (千円)	扶 養 手当 (千円)	通 勤 手当 (千円)	住 居 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	3,689	2,268	471	516	0	2,280	1,400	34,945	0	14	0
	補正前	3,689	2,268	471	516	0	2,280	1,280	34,945	0	14	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	120	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後		17	0	67,859	45,583	113,442	31,819	145,261
補正前		17	0	67,859	45,463	113,322	31,781	145,103
比 較		0	0	0	120	120	38	158

職員手当の内訳	区 分	管理職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	3,689	2,268	471	516	0	2,280	1,400	34,945	0	14	0
	補正前	3,689	2,268	471	516	0	2,280	1,280	34,945	0	14	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	120	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分		職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後		0	0	0	0	0	0	0
補正前		0	0	0	0	0	0	0
比 較		0	0	0	0	0	0	0

職員手当の内訳	区 分	管理職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当	120	制度改正に伴う増減分	120	児童手当対象拡大に伴う増	
		その他の増減分			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行政職
令和6年6月1日現在	平均給料月額 (円)	332,642
	平均給与月額 (円)	366,681
	平 均 年 齢 (歳)	41.5
令和6年1月1日現在	平均給料月額 (円)	332,642
	平均給与月額 (円)	366,681
	平 均 年 齢 (歳)	43.4

イ 初任給

区分	行政職 (円)	一般会計の制度	
		行政職 (円)	
高 校 卒	166,600	166,600	
短 大 卒	176,100	176,100	
大 学 卒	196,200	196,200	

ウ 級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年6月1日現在	7	1	5.9%
	6	1	5.9%
	5	3	17.6%
	4	6	35.3%
	3	1	5.9%
	2	3	17.6%
	1	2	11.8%
	計	17	100.0%
令和6年1月1日現在	7	1	5.9%
	6	1	5.9%
	5	4	23.5%
	4	5	29.4%
	3	1	5.9%
	2	4	23.5%
	1	1	5.9%
	計	17	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行 政 職	部長	課長	監・課長補佐・主幹	副主幹	主査	主任	主事

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
本 年 度	2.25	2.25	4.5	有
前 年 度	2.2	2.2	4.4	有
一般会計の 制 度	2.25	2.25	4.5	有

オ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	

カ 地域手当

支給対象地域	なし
支給率 (%)	0
支給対象職員数 (人)	0
国の指定基準に基 づく支給率 (%)	0

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一般職	
給料総額に対する比率 (%)	0	0	
支給対象職員の比率 (%) (令和6年6月1日現在)	0	0	
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	なし
住 居 手 当	同	なし
通 勤 手 当	同	なし

議案第 61 号

令和6年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第1号)
について

令和6年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計の補正予算(第1号)は、別冊に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第24条の規定により、議会に提出する必要がある。

令和 6 年度

笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算

(第 1 号)

令和6年度 笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第1号）

第 1 条 令和6年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和6年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入	（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（ 計 ）
第 1 款	温 泉 事 業 収 益	69,840 千円	2 千円	69,842 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	15,638 千円	2 千円	15,640 千円
支 出	（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（ 計 ）
第 1 款	温 泉 事 業 費 用	69,840 千円	2 千円	69,842 千円
第 1 項	営 業 費 用	64,407 千円	2 千円	64,409 千円

第 3 条 予算第8条に定めた、一般会計からの補助金の金額を次のように改める。

（既決予算額）	（補正予算額）	（ 計 ）
15,529 千円	2 千円	15,531 千円

令和6年度 補正予算実施計画
収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 温泉事業収益			(千円) 69,840	(千円) 2	(千円) 69,842	
	2 営業外収益		15,638	2	15,640	
		2 他会計補助金	15,529	2	15,531	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 温泉事業費用			(千円) 69,840	(千円) 2	(千円) 69,842	
	1 営業費用		64,407	2	64,409	
		2 総係費	10,960	2	10,962	

令和6年度 補正予算内訳書
収益の収入及び支出

収 入

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 温泉事業収益		(千円) 69,840	(千円) 2	(千円) 69,842		(千円)	
2 営業外収益		15,638	2	15,640			
	2 他会計補助金	15,529	2	15,531	他会計補助金	2	一般会計補助金

支 出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 温泉事業費用		(千円) 69,840	(千円) 2	(千円) 69,842		(千円)	
1 営業費用		64,407	2	64,409			
	2 総係費	10,960	2	10,962	法定福利費	2	

給 与 費 明 細 書

笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計

1 一般職 (1) 総括

区 分		職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	1	0	3,286	2,318	5,604	1,524	7,128
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	1	0	3,286	2,318	5,604	1,524	7,128
補正前	損益勘定 支弁職員	1	0	3,286	2,318	5,604	1,522	7,126
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	1	0	3,286	2,318	5,604	1,522	7,126
比 較	損益勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	2	2
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	0	2	2

職員手当の内訳	区 分	管理職 手当 (千円)	扶 養 手当 (千円)	通 勤 手当 (千円)	住 居 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	0	0	0	204	0	360	0	1,754	0	0	0
	補正前	0	0	0	204	0	360	0	1,754	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後		1	0	3,286	2,318	5,604	1,524	7,128
補正前		1	0	3,286	2,318	5,604	1,522	7,126
比 較		0	0	0	0	0	2	2

職員手当の内訳	区 分	管理職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	0	0	0	204	0	360	0	1,754	0	0	0
	補正前	0	0	0	204	0	360	0	1,754	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分		職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後		0	0	0	0	0	0	0
補正前		0	0	0	0	0	0	0
比 較		0	0	0	0	0	0	0

職員手当の内訳	区 分	管理職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当	0	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行政職
令和6年6月1日現在	平均給料月額 (円)	273,833
	平均給与月額 (円)	290,833
	平 均 年 齢 (歳)	30.0
令和6年1月1日現在	平均給料月額 (円)	273,833
	平均給与月額 (円)	290,833
	平 均 年 齢 (歳)	33.0

イ 初任給

区分	行政職 (円)	一般会計の制度	
		行政職 (円)	
高 校 卒	166,600	166,600	
短 大 卒	176,100	176,100	
大 学 卒	196,200	196,200	

ウ 級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年6月1日現在	7		0.0%
	6		0.0%
	5		0.0%
	4		0.0%
	3		0.0%
	2	1	100.0%
	1		0.0%
	計	1	100.0%
令和6年1月1日現在	7		0.0%
	6		0.0%
	5		0.0%
	4		0.0%
	3	1	100.0%
	2		0.0%
	1		0.0%
	計	1	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行 政 職	部長	課長	課長補佐・主幹	副主幹	主査	主任	主事

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
本 年 度	2.25	2.25	4.5	有
前 年 度	2.2	2.2	4.4	有
一般会計の 制 度	2.25	2.25	4.5	有

オ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	

カ 地域手当

支給対象地域	なし
支給率 (%)	0
支給対象職員数 (人)	0
国の指定基準に基 づく支給率 (%)	0

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一般職	
給料総額に対する比率 (%)	0	0	
支給対象職員の比率 (%) (令和6年6月1日現在)	0	0	
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	なし
住 居 手 当	同	なし
通 勤 手 当	同	なし

議案第 62 号

令和 6 年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)について

令和 6 年度笛吹市公共下水道事業会計の補正予算(第 1 号)は、別冊に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第 24 条の規定により、議会に提出する必要がある。

令和 6 年度

笛吹市公共下水道事業会計補正予算

(第 1 号)

令和6年度 笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第 1 条 令和6年度笛吹市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和6年度笛吹市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入	（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（ 計 ）
第 1 款	下 水 道 事 業 収 益	1, 892, 488 千円	9 千円	1, 892, 497 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	1, 191, 030 千円	9 千円	1, 191, 039 千円
支 出	（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（ 計 ）
第 1 款	下 水 道 事 業 費 用	1, 892, 488 千円	9 千円	1, 892, 497 千円
第 1 項	営 業 費 用	1, 694, 240 千円	9 千円	1, 694, 249 千円

第 3 条 予算第4条本文中括弧中、「不足する額744, 642千円」を「不足する額744, 749千円」に改め、不足する額は損益勘定留保資金等で補てんし、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支 出	（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（ 計 ）
第 1 款	資 本 的 支 出	2, 037, 291 千円	107 千円	2, 037, 398 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	939, 244 千円	107 千円	939, 351 千円

第 4 条 予算第10条に定めた、一般会計からの補助金の金額を次のように改める。

(既決予算額)	(補正予算額)	(計)
768,477 千円	9 千円	768,486 千円

令和6年度 補正予算実施計画
収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業収益			(千円) 1,892,488	(千円) 9	(千円) 1,892,497	
	2 営業外収益		1,191,030	9	1,191,039	
		2 他会計補助金	768,477	9	768,486	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			(千円) 1,892,488	(千円) 9	(千円) 1,892,497	
	1 営業費用		1,694,240	9	1,694,249	
		3 総係費	72,555	9	72,564	

令和6年度 補正予算実施計画
資本的收入及び支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	下水道事業資本の支出		(千円) 2,037,291	(千円) 107	(千円) 2,037,398	
	1	建設改良費	939,244	107	939,351	
		1 管路建設改良費	749,374	107	749,481	

令和6年度 補正予算内訳書
収益の収入及び支出

収 入

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1	下水道事業収益	(千円) 1,892,488	(千円) 9	(千円) 1,892,497		(千円)	
	2 営業外収益	1,191,030	9	1,191,039			
	2 他会計補助金	768,477	9	768,486	一般会計補助金	9	

支 出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1	下水道事業費用	(千円) 1,892,488	(千円) 9	(千円) 1,892,497		(千円)	
	1 営業費用	1,694,240	9	1,694,249			
	3 総係費	72,555	9	72,564	法定福利費	9	

令和6年度 補正予算内訳書
資本的收入及び支出

支 出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	明 細		
					節・細節	金 額 (千円)	附 記
1	下水道事業資本の支出	2,037,291	107	2,037,398			
	1 建設改良費	939,244	107	939,351			
	1 管路建設改良費	749,374	107	749,481	手当	100	
					法定福利費	7	

給 与 費 明 細 書

公共下水道事業会計

1 一般職 (1) 総括

区 分		職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	5	934	14,720	11,803	27,457	7,212	34,669
	資本勘定 支弁職員	3	0	12,663	7,806	20,469	5,820	26,289
	合 計	8	934	27,383	19,609	47,926	13,032	60,958
補正前	損益勘定 支弁職員	5	934	14,720	11,803	27,457	7,203	34,660
	資本勘定 支弁職員	3	0	12,663	7,706	20,369	5,813	26,182
	合 計	8	934	27,383	19,509	47,826	13,016	60,842
比 較	損益勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	9	9
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	100	100	7	107
	合 計	0	0	0	100	100	16	116

職員手当の内訳	区 分	管理職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	1,122	1,038	250	666	0	2,160	760	13,584	0	29	0
	補正前	1,122	1,038	250	666	0	2,160	660	13,584	0	29	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後		7	0	27,383	19,609	46,992	13,032	60,024
補正前		7	0	27,383	19,509	46,892	13,016	59,908
比 較		0	0	0	100	100	16	116

職員手当の内訳	区 分	管理職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	1,122	1,038	250	666	0	2,160	760	13,584	0	29	0
	補正前	1,122	1,038	250	666	0	2,160	660	13,584	0	29	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分		職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後		1	934	0	0	934	0	934
補正前		1	934	0	0	934	0	934
比 較		0	0	0	0	0	0	0

職員手当の内訳	区 分	管理職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分	0		
職員手当	100	制度改正に伴う増減分	100	児童手当対象拡大に伴う増	
		その他の増減分			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行政職
令和6年6月1日現在	平均給料月額 (円)	325,988
	平均給与月額 (円)	362,607
	平 均 年 齢 (歳)	40.3
令和6年1月1日現在	平均給料月額 (円)	325,988
	平均給与月額 (円)	362,607
	平 均 年 齢 (歳)	43.1

イ 初任給

区分	行政職 (円)	一般会計の制度	
		行政職 (円)	
高 校 卒	166,600	166,600	
短 大 卒	176,100	176,100	
大 学 卒	196,200	196,200	

ウ 級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年6月1日現在	7		0.0%
	6	1	14.3%
	5	2	28.6%
	4	2	28.6%
	3	1	14.3%
	2	0	0.0%
	1	1	14.3%
	計	7	100.0%
令和6年1月1日現在	7		0.0%
	6	1	14.3%
	5	1	14.3%
	4	2	28.6%
	3	1	14.3%
	2	1	14.3%
	1	1	14.3%
	計	7	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行 政 職	部長	課長	監・課長補佐・主幹	副主幹	主査	主任	主事

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
本 年 度	2.25	2.25	4.5	有
前 年 度	2.2	2.2	4.4	有
一般会計の 制 度	2.25	2.25	4.5	有

オ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	

カ 地域手当

支給対象地域	なし
支給率 (%)	0
支給対象職員数 (人)	0
国の指定基準に基 づく支給率 (%)	0

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一般職	
給料総額に対する比率 (%)	0	0	
支給対象職員の比率 (%) (令和6年6月1日現在)	0	0	
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	なし
住 居 手 当	同	なし
通 勤 手 当	同	なし

議案第 63 号

令和 6 年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)について

令和 6 年度笛吹市簡易水道事業会計の補正予算(第 1 号)は、別冊に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第 24 条の規定により、議会に提出する必要がある。

議案第63号 別冊

令和 6 年度

笛 吹 市 簡 易 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算

(第 1 号)

令和6年度 笛吹市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

第 1 条 令和6年度笛吹市簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和6年度笛吹市簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入	（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（ 計 ）
第 1 款	簡 易 水 道 事 業 収 益	30,995 千円	3 千円	30,998 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	27,603 千円	3 千円	27,606 千円
支 出	（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（ 計 ）
第 1 款	簡 易 水 道 事 業 費 用	30,995 千円	3 千円	30,998 千円
第 1 項	営 業 費 用	30,374 千円	3 千円	30,377 千円

第 3 条 予算第8条に定められた、収益的収入額が収益的支出額に不足するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額17,407千円を、17,410千円に補正する。

第 4 条 予算第8条に定めた、一般会計からの補助金の金額を次のように改める。

（既決予算額）	（補正予算額）	（ 計 ）
17,407 千円	3 千円	17,410 千円

令和6年度 補正予算実施計画
収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 簡易水道事業収益			(千円) 30,995	(千円) 3	(千円) 30,998	
	2 営業外収益		27,603	3	27,606	
		2 他会計補助金	17,407	3	17,410	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 簡易水道事業費用			(千円) 30,995	(千円) 3	(千円) 30,998	
	1 営業費用		30,374	3	30,377	
		3 総係費	10,063	3	10,066	

令和6年度 補正予算内訳書
収益的收入及び支出

収 入

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 簡易水道事業収益		(千円) 30,995	(千円) 3	(千円) 30,998		(千円)	
2 営業外収益		27,603	3	27,606			
	2 他会計補助金	17,407	3	17,410	一般会計補助金	3	

支 出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 簡易水道事業費用		(千円) 30,995	(千円) 3	(千円) 30,998		(千円)	
1 営業費用		30,374	3	30,377			
	3 総係費	10,063	3	10,066	法定福利費	3	

給 与 費 明 細 書

簡易水道事業会計

1 一般職 (1) 総括

区 分		職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	1	0	3,286	3,195	6,481	1,685	8,166
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	1	0	3,286	3,195	6,481	1,685	8,166
補正前	損益勘定 支弁職員	1	0	3,286	3,195	6,481	1,682	8,163
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	1	0	3,286	3,195	6,481	1,682	8,163
比 較	損益勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	3	3
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	0	3	3

職員手当の内訳	区 分	管理職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	0	240	50	0	0	840	240	1,818	0	7	0
	補正前	0	240	50	0	0	840	240	1,818	0	7	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後		1	0	3,286	3,195	6,481	1,685	8,166
補正前		1	0	3,286	3,195	6,481	1,682	8,163
比 較		0	0	0	0	0	3	3

職員手当の内訳	区 分	管理職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	0	240	50	0	0	840	240	1,818	0	7	0
	補正前	0	240	50	0	0	840	240	1,818	0	7	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分		職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後		0	0	0	0	0	0	0
補正前		0	0	0	0	0	0	0
比 較		0	0	0	0	0	0	0

職員手当の内訳	区 分	管理職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当	0	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行政職
令和6年6月1日現在	平均給料月額 (円)	273,833
	平均給与月額 (円)	298,000
	平 均 年 齢 (歳)	34.0
令和6年1月1日現在	平均給料月額 (円)	273,833
	平均給与月額 (円)	298,000
	平 均 年 齢 (歳)	34.0

イ 初任給

区分	行政職 (円)	一般会計の制度	
		行政職 (円)	
高 校 卒	166,600	166,600	
短 大 卒	176,100	176,100	
大 学 卒	196,200	196,200	

ウ 級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年6月1日現在	7		0.0%
	6		0.0%
	5		0.0%
	4		0.0%
	3	1	100.0%
	2		0.0%
	1		0.0%
	計	1	100.0%
令和6年1月1日現在	7		0.0%
	6		0.0%
	5		0.0%
	4		0.0%
	3	1	100.0%
	2		0.0%
	1		0.0%
	計	1	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行 政 職	部長	課長	課長補佐・主幹	副主幹	主査	主任	主事

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
本 年 度	2.25	2.25	4.5	有
前 年 度	2.2	2.2	4.4	有
一般会計の 制 度	2.25	2.25	4.5	有

オ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	

カ 地域手当

支給対象地域	なし
支給率 (%)	0
支給対象職員数 (人)	0
国の指定基準に基 づく支給率 (%)	0

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一般職	
給料総額に対する比率 (%)	0	0	
支給対象職員の比率 (%) (令和6年6月1日現在)	0	0	
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	なし
住 居 手 当	同	なし
通 勤 手 当	同	なし

議案第 64 号

令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)について

令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計の補正予算(第1号)は、別冊に定めるところによる。

提案理由

地方公営企業法第24条の規定により、議会に提出する必要がある。

議案第64号 別冊

令和 6 年度

笛吹市農業集落排水事業会計補正予算

(第 1 号)

令和6年度 笛吹市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

第 1 条 令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和6年度笛吹市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入	（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（ 計 ）
第 1 款	農業集落排水事業収益	61,838 千円	2 千円	61,840 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	53,309 千円	2 千円	53,311 千円
支 出	（科 目）	（既決予算額）	（補正予算額）	（ 計 ）
第 1 款	農業集落排水事業費用	61,838 千円	2 千円	61,840 千円
第 1 項	営 業 費 用	58,274 千円	2 千円	58,276 千円

第 3 条 予算第8条に定められた、収益的収入額が収益的支出額に不足するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額31,221千円を、31,223千円に補正する。

第 4 条 予算第8条に定めた、一般会計からの補助金の金額を次のように改める。

（既決予算額）	（補正予算額）	（ 計 ）
31,221 千円	2 千円	31,223 千円

令和6年度 補正予算実施計画
収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 農業集落排水事業収益			(千円) 61,838	(千円) 2	(千円) 61,840	
	2 営業外収益		53,309	2	53,311	
		2 他会計補助金	31,221	2	31,223	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 農業集落排水事業費用			(千円) 61,838	(千円) 2	(千円) 61,840	
	1 営業費用		58,274	2	58,276	
		3 総係費	6,537	2	6,539	

令和6年度 補正予算内訳書
収益の収入及び支出

収 入

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 農業集落排水事業収益		(千円) 61,838	(千円) 2	(千円) 61,840		(千円)	
2 営業外収益		53,309	2	53,311			
	2 他会計補助金	31,221	2	31,223	一般会計補助金	2	

支 出

款・項	目	既決予定額	補正予定額	計	明 細		
					節・細節	金 額	附 記
1 農業集落排水事業費用		(千円) 61,838	(千円) 2	(千円) 61,840		(千円)	
1 営業費用		58,274	2	58,276			
	3 総係費	6,537	2	6,539	法定福利費	2	

給 与 費 明 細 書

農業集落排水事業会計

1 一般職 (1) 総括

区 分		職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	1	0	2,613	2,118	4,731	1,304	6,035
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	1	0	2,613	2,118	4,731	1,304	6,035
補正前	損益勘定 支弁職員	1	0	2,613	2,118	4,731	1,302	6,033
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	1	0	2,613	2,118	4,731	1,302	6,033
比 較	損益勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	2	2
	資本勘定 支弁職員	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	0	2	2

職員手当の内訳	区 分	管理職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	0	0	85	336	0	360	0	1,330	0	7	0
	補正前	0	0	85	336	0	360	0	1,330	0	7	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後		1	0	2,613	2,118	4,731	1,304	6,035
補正前		1	0	2,613	2,118	4,731	1,302	6,033
比 較		0	0	0	0	0	2	2

職員手当の内訳	区 分	管理職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	0	0	85	336	0	360	0	1,330	0	7	0
	補正前	0	0	85	336	0	360	0	1,330	0	7	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分		職員数 (人)	給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後		0	0	0	0	0	0	0
補正前		0	0	0	0	0	0	0
比 較		0	0	0	0	0	0	0

職員手当の内訳	区 分	管理職 手 当 (千円)	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	超過勤 務手当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	期末勤 勉手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	宿日直 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分			
		その他の増減分			
職員手当	0	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分			

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		行政職
令和6年6月1日現在	平均給料月額 (円)	217,750
	平均給与月額 (円)	252,833
	平 均 年 齢 (歳)	25
令和6年1月1日現在	平均給料月額 (円)	217,750
	平均給与月額 (円)	252,833
	平 均 年 齢 (歳)	26

イ 初任給

区分	行政職 (円)	一般会計の制度	
		行政職 (円)	
高 校 卒	166,600	166,600	
短 大 卒	176,100	176,100	
大 学 卒	196,200	196,200	

ウ 級別職員数

区 分	行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年6月1日現在	7	0	0.0%
	6	0	0.0%
	5	0	0.0%
	4	0	0.0%
	3	0	0.0%
	2	0	0.0%
	1	1	100.0%
	計	1	100.0%
令和6年1月1日現在	7	0	0.0%
	6	0	0.0%
	5	0	0.0%
	4	0	0.0%
	3	0	0.0%
	2	0	0.0%
	1	1	100.0%
	計	1	100.0%

(級別の標準的な職務内容)

区 分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
行 政 職	部長	課長	課長補佐・主幹	副主幹	主査	主任	主事

エ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
本 年 度	2.25	2.25	4.5	有
前 年 度	2.2	2.2	4.4	有
一般会計の 制 度	2.25	2.25	4.5	有

オ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	
一般会計の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置	

カ 地域手当

支給対象地域	なし
支給率 (%)	0
支給対象職員数 (人)	0
国の指定基準に基 づく支給率 (%)	0

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一般職	
給料総額に対する比率 (%)	0	0	
支給対象職員の比率 (%) (令和6年6月1日現在)	0	0	
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	なし
住 居 手 当	同	なし
通 勤 手 当	同	なし

議案第 65 号

児童発達支援センターの民設民営に伴う市有地の無償貸与について(債務)

地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産(土地)を無償で貸付することについて、議会の議決を求める。

- 1 財産の表示 所 在 山梨県笛吹市石和町市部 448 番地
敷地面積 1,487 平方メートル
- 2 貸付の相手 山梨県甲斐市岩森 580 番地 1 号
株式会社 あんしん
取締役 松井 真二
- 3 貸付の条件 株式会社あんしんは、貸付を受けた土地を笛吹市児童発達支援センターの整備及び運営以外の用途に供してはならない。
- 4 貸付する日 令和 6 年 7 月 1 日

提案理由

令和 8 年 4 月 1 日開設予定の笛吹市児童発達支援センターの整備及び運営を株式会社あんしんが行うことに伴い、市有地を無償貸付する必要がある。これが本案を提出する理由である。

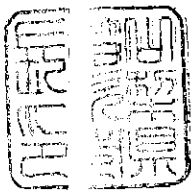
議案第 66 号

契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務))
次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務)
- 2 施行箇所 笛吹市御坂町下野原 1257 番地 御坂中学校
- 3 請負金額 金 1,375,000,000 円(税込み)
- 4 請負業者 飯塚工業・地場工務店御坂中学校校舎改築工事共同企業体
(代表構成員) 山梨県笛吹市御坂町井之上 1511 番地
株式会社 飯塚工業
代表取締役 飯塚 潤
(構成員) 山梨県笛吹市御坂町金川原 850 番地 1
株式会社 地場工務店
代表取締役 地場 亜紀子

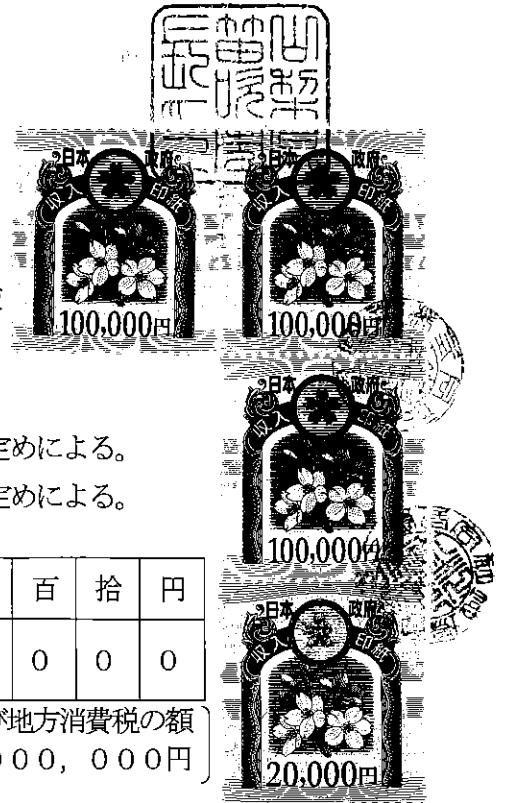
提案理由

御坂中学校校舎改築工事(建築主体)(債務)の請負契約を締結したいので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出するものである。



建設工事請負仮契約書

- 1 契約番号 5061000014
- 2 工事名 御坂中学校校舎改築工事（建築主体）（債務）
- 3 工事場所 笛吹市御坂町下野原1257番地 御坂中学校
- 4 工期 着手 議会議決日の翌日
完成 令和 7年 8月 20日
- 5 工事を施工しない日 特記仕様書に特別な定めがあるときは、その定めによる。
工事を施工しない時間帯 特記仕様書に特別な定めがあるときは、その定めによる。



6 請負代金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	1	3	7	5	0	0	0	0	0	0

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金125,000,000円

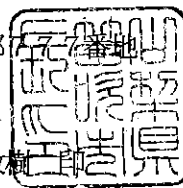
- 7 契約保証金 保証保険等(金137,500,000円)
- 8 支払条件 前金払40%以内、部分払5回以内 又は 中間前金払20%以内、及び完成払
- 9 解体工事に要する費用等 別紙書面のとおり

この建設工事請負契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。ただし、議会の議決を得られないとき、本件仮契約は無効となる。この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(仮契約日) 令和 6年 5月 27日

発注者 住 所 山梨県笛吹市石和町市部77番地
笛吹市

職・氏名 笛吹市長 山下 政樹

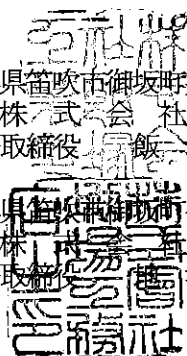


受注者 飯塚工業・地場工務店御坂中学校校舎改築工事共同企業体

代表構成員 住所(所在地) 山梨県笛吹市御坂町井之上151番地
商号又は名称 株式会社 飯塚工業
代表者職氏名 代表取締役 飯塚 潤

構成員 住所(所在地) 山梨県笛吹市金川原850-1
商号又は名称 株式会社 地場工務店
代表者職氏名 代表取締役 地場 亜紀子

(議決日) 令和 年 月 日



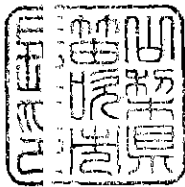
議案第 67 号

契約の締結について(御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務))
次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

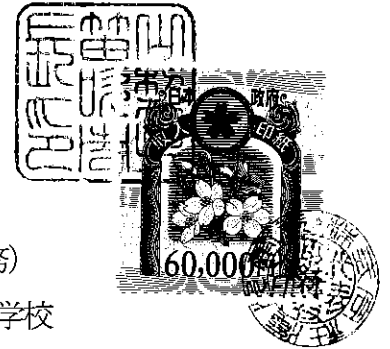
- 1 工 事 名 御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務)
- 2 施行箇所 笛吹市御坂町下野原 1257 番地 御坂中学校
- 3 請負金額 金 159,500,000 円(税込み)
- 4 請負業者 山梨県笛吹市八代町南 755 番地 1
株式会社 滝沢電気
代表取締役 滝沢 真一

提案理由

御坂中学校校舎改築工事(電気設備)(債務)の請負契約を締結したいので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出するものである。



建設工事請負仮契約書



- 1 契約番号 5061000011
- 2 工事名 御坂中学校校舎改築工事（電気設備）（債務）
- 3 工事場所 笛吹市御坂町下野原1257番地 御坂中学校
- 4 工期 着手 議会議決日の翌日
完成 令和 7年 8月20日
- 5 工事を施工しない日 特記仕様書に特別な定めがあるときは、その定めによる。
工事を施工しない時間帯 特記仕様書に特別な定めがあるときは、その定めによる。

6 請負代金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	1	5	9	5	0	0	0	0	0

〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金 14,500,000円〕

- 7 契約保証金 保証保険等(15,950,000円)
- 8 支払条件 前金払40%以内、又は中間前金払20%以内、及び完成払
- 9 解体工事に要する費用等 別紙書面のとおり

この建設工事請負契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。ただし、議会の議決を得られないとき、本件仮契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(仮契約日) 令和 6年 5月27日

発注者 住 所 山梨県笛吹市石和町市部7
笛吹市
職・氏名 笛吹市長 山下 政樹

受注者 住 所 笛吹市八代町南755-1
商号又は名称 株式会社 滝沢電気
代表者職・氏名 代表取締役 滝沢 真一

(議決日) 令和 年 月 日



議案第 68 号

契約の締結について(石和中央テニスコート砂入り人工芝張替他
工事)

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 工 事 名 | 石和中央テニスコート砂入り人工芝張替他工事 |
| 2 | 施行箇所 | 笛吹市石和町広瀬 588 番地 石和中央テニスコート |
| 3 | 請負金額 | 金 185,735,000 円(税込み) |
| 4 | 請負業者 | 住 所 山梨県笛吹市八代町北 3360 番地
名 称 矢崎興業株式会社
代表者氏名 代表取締役 矢崎 攻 |

提案理由

石和中央テニスコート砂入り人工芝張替他工事の請負契約を締結したいので、
笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例
第 2 条の規定により、本案を提出するものである。



建設工事請負仮契約書



- 1 契約番号 5061000012
- 2 工事名 石和中央テニスコート砂入り人工芝張替他工事
- 3 工事場所 笛吹市石和町広瀬588番地 石和中央テニスコート
- 4 工期 着手 議会議決日の翌日
完成 令和7年1月31日
- 5 工事を施工しない日 特記仕様書に特別な定めがあるときは、その定めによる。
工事を施工しない時間帯 特記仕様書に特別な定めがあるときは、その定めによる。

6 請負代金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	1	8	5	7	3	5	0	0	0

〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〕
¥16,885,000円

- 7 契約保証金 保証保険等(18,573,500円)
- 8 支払条件 前払金 適用(40%以内) 部分払 5回以内 及び完成払
中間前払 適用
- 9 解体工事に要する費用等 別紙書面のとおり

この建設工事請負契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。ただし、議会の議決を得られないとき、本件仮契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(仮契約日) 令和6年5月27日

発注者 住 所 山梨県笛吹市石和町市部777
笛吹市

職・氏名 笛吹市長 山下政樹 印

受注者 住 所 山梨県笛吹市八代町北3360

商号又は名称 矢崎興業株式会社

代表者職・氏名 代表取締役 矢崎 攻 印

(議決日) 令和 年 月 日

議案第 69 号

動産の取得について(指定避難所防災物品購入)

次のとおり動産の取得をすることについて議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する動産 | 指定避難所防災物品購入 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 取得金額 | 金 42,091,060 円(税込み) |
| 4 契約の相手方 | 山梨県笛吹市石和町今井 185-2
株式会社小林事務機
代表取締役 小林 茂樹 |

提案理由

指定避難所防災物品購入について動産の取得をしたいので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 3 条の規定により、本案を提出するものである。

議案第 70 号

動産の取得について(本庁執務室レイアウト改修備品購入(1 期))

次のとおり動産の取得をすることについて議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する動産 | 本庁執務室レイアウト改修備品購入(1 期) |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 取得金額 | 金 85,580,000 円(税込み) |
| 4 契約の相手方 | 山梨県笛吹市石和町今井 185-2
株式会社小林事務機
代表取締役 小林 茂樹 |

提案理由

本庁執務室レイアウト改修備品購入(1 期)について動産の取得をしたいので、
笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例
第 3 条の規定により、本案を提出するものである。

議案第 71 号

動産の取得について(救助工作車Ⅱ型購入(明許))

次のとおり動産の取得をすることについて議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する動産 | 救助工作車Ⅱ型購入(明許) |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 取得金額 | 金 174,240,000 円(税込み) |
| 4 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目 36 番 7 号三田ベルジュビル
19 階
株式会社モリタ東京支店
東京支店長 山北 忠司 |

提案理由

救助工作車Ⅱ型購入(明許)について動産の取得をしたいので、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第 3 条の規定により、本案を提出するものである。



物品売買仮契約書

1. 契 約 番 号 5063000012
2. 件 名 救助工作車（Ⅱ型）購入（明許）
3. 契 約 金 額 金174,240,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金15,840,000円 ）

4. 品 名 規 格 等 別紙のとおり
5. 納 入 期 限 令和8年2月27日
6. 納 入 場 所 笛吹市石和町下平井204番地 笛吹市消防本部
7. 契 約 保 証 金 財務規則第156条の規定により免除

この物品売買契約について、買受人と売渡人とは、別添条項により仮契約（以下「本件仮契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件仮契約は笛吹市議会の議決がなされたときに本契約となる。但し、議会の議決を得られないとき、本件仮契約は無効となる。

この契約の証として本書2通を作成し、買受人及び売渡人が記名押印の上、各自1通保有する。

（仮契約日） 令和6年5月20日

買 受 人 住 所 山梨県笛吹市石和町市部777番地
笛吹市
職 ・ 氏 名 笛吹市長 山下 政 樹



売 渡 人 住 所 東京都港区芝5-36-7 三田ベルジュビル19階
商号又は名称 (株) モリタ 東京支店
代表者職・氏名 支店長 山北 忠司



（議決日）
（本契約日） 令和 年 月 日

